

長計担当箇所		概ね2016年度末に目指す姿	3年間（2014年度～2016年度）の事業・施策	2015年度の施策及び予算等 （百万円以下の部分は四捨五入）
5	① 継続的に国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組	<p>行政機関等における地理空間情報の整備力・活用力向上の前提となる、位置が正確で鮮度の高い基準点測量成果や電子国土基本図等の基本的な地理空間情報が効率的かつ継続的に整備・更新されるとともに、インターネット等で利用しやすい形での提供が行われる。</p> <p>結果として、以下が実現する。</p> <p>①衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を進めることで、公共測量における2級基準点新設までの測量について2016年度のSSPの利用が8割を超え、低コスト化が実現する。</p> <p>②一般国道以上又は高速道路において大規模変化が発生した際の供用時更新など電子国土基本図等の迅速更新などの取組を継続し、多色刷2万5千分1地形図への入替を進める（2016年度末までに販売枚数ベースで7割程度を想定）ことで、これらを利用した新たな民間サービスが出現している。また、あわせて地方自治体等との連携を図ることで、都道府県において2016年度末までに電子国土基本図をベースとした実利用が1県あたり3件となる。</p> <p>③国土地理院や地方整備局等が整備を行った全国の高精度標高データ等について、利用の容易化を図ることで、地方自治体等が作成する洪水ハザードマップの基礎的データとして活用される。</p>	<p>・国際共同観測の推進（VLBIによる国際地球基準座標系（ITRF）の維持を主目的とする国際観測等の実施《随時》）</p> <p>・電子基準点によるGNSS連続観測及びその結果の提供《全国・常時》</p> <p>・地殻変動パラメータの更新と提供（セミ・ダイナミック補正等《全国・年1回》）</p> <p>・測地基準点の位置情報の整備・管理の実施（GNSS測量《全国・常時》、三角点測量・水準測量（成果不整合解消のための改測等の実施《三角点改測25点/年、水準点改測752km/年》）、ジオイド測量《全国・随時》、物理測地測量等《全国・随時》）</p> <p>・験潮場における潮位観測及び情報提供の実施（験潮等《常時》）</p> <p>・領海確定等に必要の測量の実施（離島の基準点測量等《1地区/年》）</p>	<p>GNSS連続観測システム（GEONET）による電子基準点測量等の取組を強化しつつ、三角点・水準点等の測量について必要な箇所に資源を集中させること等により効率化を図る。これらの施策を踏まえ、衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を推進する。</p> <p>1,476百万円の内数</p>
			<p>・電子国土基本図データの更新《面的更新：都市計画区域56,000km<sup>2</sup>、都市計画区域外21,900km<sup>2</sup>、迅速更新：一般国道以上又は高速道路の大規模な変化は供用と同時に、都道府県道は3箇月以内など、主要な項目は優先度を設定、その他の項目は面的更新と連携した適切な周期》</p> <p>・正射画像の整備・更新及び画像基準点の整備・更新《都市計画区域12,000km<sup>2</sup>、都市計画区域外（平野部）21,900km<sup>2</sup>）</p> <p>・地名情報の整備・更新《全国・随時》及び標準化</p> <p>・面積情報の整備・更新（地方公共団体の行政区域等の面積に関する情報の整備・更新《全国・年1回》）</p> <p>・基盤地図情報の整備・更新（全国・年4回）（標高については地方整備局の航空レーザー測量のデータが入手できたものについて一元化して更新）</p> <p>・印刷図（2万5千分1地形図、20万分1地勢図、50万分1地形図、100万分1日本及び500万分1日本）及び数値地図（電子地形図25000、数値地図（国土基本情報）、電子地形図20万、数値地図（国土基本情報20万）等）の整備・更新《電子国土基本図に基づきそれぞれ更新・提供》</p>	<p>基盤地図情報の整備及び基盤地図情報と一体となった電子国土基本図の整備について、地方公共団体等との連携を進めつつ、空中写真撮影・正射写真画像作成、地図情報整備、地名情報整備等を行い実施する。また、刊行物については多色刷2万5千分1地形図への入替を進める。</p> <p>1,648百万円の内数</p>
			<p>・湖沼調査《主要な湖沼の変化の大きな部分》</p>	<p>全国の主要な湖沼調査を実施し、その結果を関係機関に提供する。</p> <p>9百万円</p>
			<p>・航空レーザー測量等により取得された既存・新規データの統合・管理・提供《全国・随時》</p>	<p>国土地理院や地方整備局等が整備を行った全国の高精度標高データ等について、公共機関等に対する提供を継続して実施する。</p>
5	② 行政機関における地理空間情報の整備・提供を適切に進めるための取組	<p>インターネットなどの活用により、基本測量、公共測量の成果が利活用しやすい環境の整備を実現する。</p> <p>結果として、2016年度の公共測量の申請段階において、適用すべき過去の基本・公共測量成果が利用されていないケースが5%以下となる。</p>	<p>・測量成果の利活用環境の整備</p>	<p>45百万円の内数</p> <p>地方公共団体等に対する普及啓発等の実施により、既存の測量成果の利用等の推進を図る。</p> <p>137百万円の内数</p>
			<p>・GNSSを活用した基準点測量・水準測量の推進（説明会等《全国・随時》）</p>	<p>GNSS連続観測システム（GEONET）による電子基準点測量等の取組を強化しつつ、三角点・水準点等の測量について必要な箇所に資源を集中させること等により効率化を図る。これらの施策を踏まえ、衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を推進する。また、地方公共団体等に対する普及啓発等の実施により、当該プロジェクトの浸透を図る。</p> <p>1,143百万円の内数</p>
5	③ 効率的に正確さを確保するための取組	<p>基準点測量や水準測量などにおけるGNSSを活用した新たな測量方式の導入及び作業規程の準則改正の取組を進めることにより、行政機関等の事業の効率化・低コスト化を実現する。</p> <p>結果として、公共測量における2級基準点新設までの測量について2016年度のSSPの利用が8割を超え、低コスト化が実現する。さらに、水準路線から6km以上離れた地域での3級水準点の整備は、2016年度のGNSS水準測量を利用した件数が全国で50件以上となる。【一部再掲】</p>	<p>GNSSを活用した基準点測量・水準測量の推進（説明会等《全国・随時》）</p>	<p>GNSS連続観測システム（GEONET）による電子基準点測量等の取組を強化しつつ、三角点・水準点等の測量について必要な箇所に資源を集中させること等により効率化を図る。これらの施策を踏まえ、衛星測位を活用したスマートサーベイプロジェクト（SSP）を推進する。また、地方公共団体等に対する普及啓発等の実施により、当該プロジェクトの浸透を図る。</p> <p>1,143百万円の内数</p>

長計担当箇所		概ね2016年度末に目指す姿	3年間（2014年度～2016年度）の事業・施策	2015年度の施策及び予算等 （百万円以下の部分は四捨五入）
5	④	<p>現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組</p> <p>各地域が現在抱えている災害へのリスクを正確に捉え、災害時への万全な備えが実現する。</p> <p>災害発生前の地盤の脆弱性などの国土の危険性に関する情報や、避難所などの国民の安全・安心の向上に資する様々な防災地理情報を関係機関と共有し、利活用を促進するとともに、携帯端末を用いた防災対策のアプリケーション等の普及を図る。</p> <p>結果として、様々な防災地理情報を分かりやすく提供することにより、地方公共団体等のハザードマップ整備に適切に活用され、防災対応の高度化が図られる。</p>	<p>・災害の危険性に関する地理空間情報の整備・活用の推進</p> <p>i) 脆弱地形調査《3,500km<sup>2</sup>/年》</p> <p>ii) 火山防災地形調査《1火山/年》</p> <p>iii) 全国活断層帯情報の整備《3箇所・3,000km<sup>2</sup>/年》</p> <p>・地殻変動情報の整備・提供</p> <p>i) 「大規模地震対策特別措置法」等に基づき指定された地域における地殻変動監視の実施（水準測量等《1,614km/年》）</p> <p>ii) 高精度な地盤変動の監視の実施（干渉SAR等《全国・随時》）</p> <p>iii) 火山変動監視の実施（GNSS測量、水準測量、重力測量等《1火山/年》）</p> <p>iv) 地震活動等に関する監視結果に係る情報交換などの実施（地震予知連絡会の運営等《年4回》）</p>	<p>自然災害に対して脆弱な地形に関する調査等の実施により、自然災害に係る基礎的な情報の整備を行うとともに、当該情報の利活用に係る支援を地方公共団体等に対して行うことにより効用の増大化を図る。</p> <p>31百万円</p> <p>平常時の地殻変動情報について測量を実施し、求められた結果を防災関係機関に提供するとともに、その活用方策に関するノウハウの提供等を行うことで、防災・減災対策における地理空間情報の活用力の向上を図る。さらに、火山周辺の地殻変動監視の強化として、電子基準点の老朽化した受信機等の更新や電源及びビラー等の強化を図る。</p> <p>1,449百万円の内数</p>
5	⑤	<p>災害時における国土の状況を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組</p> <p>災害発生後には、被災の状況などに関する情報が、空中写真などの様々な情報源によって素早く正確に把握され、その情報を共有することで行政機関の対応が迅速化し、被災が図られるなど、災害発生時に最善の対応が行われることにより、被害が最大限軽減される。</p> <p>結果として、南海トラフ巨大地震や首都直下地震といったM8クラスの地震が発生した場合に、発災1時間以内に災害の特徴等災害把握に必要な情報が関係機関に提供されるとともに、3日以内に空中写真、地殻変動観測結果等復旧に必要な情報が関係機関等に提供可能な体制が維持される。また、空中写真撮影、垂直写真・オルソ画像を作成することにより、関係機関の災害対応、復旧作業に役立てられる。</p>	<p>・国土地理院が把握した災害に関する地理空間情報の電子防災情報システムへの提供《随時》</p> <p>・緊急空中写真撮影《災害発生後36時間以内》</p> <p>・災害現況図等の作成《災害発生後3時間以内》・提供</p> <p>・災害に備えた国土の変化の把握、保全・管理（空中写真撮影等《随時》）</p> <p>・地震発生直後の電子基準点データの緊急解析《地震発生後2時間以内》</p> <p>・津波予測支援システムにより巨大地震による地殻変動をリアルタイムに把握し、断層モデル、地震規模を関係機関に通知《地震発生後3分以内》</p> <p>・機動観測の実施（GNSS測量等）及び地殻変動観測結果の提供《随時》</p> <p>・干渉SARによる地殻変動把握《地震発生後4日以内》</p> <p>・復興時において、地殻変動等の影響により災害前の測量成果が利用不可な場合における迅速な成果改定の実施《随時》</p> <p>・関係機関等との連携による都市計画区域外における大縮尺地理空間情報の整備の推進</p>	<p>災害発生時に緊急空中写真撮影を行うとともに、災害現況図等の作成・提供を行う。また、災害に備えた国土の変化の把握、保全・管理を目的として空中写真の撮影等を行う。</p> <p>130百万円の内数</p> <p>特に津波を伴うおそれのある規模の地震が発生した際に、地殻変動の状況から地震の発生場所や規模等を求めて、津波の予測に必要な情報を遅滞なく関係機関に提供する。また、その後の復興を含む期間においては、地震発生後の適切な原点数値の算出及び測量成果等の提供を迅速に行う。</p> <p>1,299百万円の内数</p> <p>関係機関等との連携による都市計画区域外における大縮尺地理空間情報の整備の推進に向けた検討を進める。</p>
6	①	<p>行政機関等が保有する台帳情報を含めたあらゆる地理空間情報を地理院地図等の上に重ね合わせる環境を実現する。また、災害発生前の地盤の脆弱性などの国土の危険性に関する情報や、避難所などの国民の安全・安心の向上に資する様々な防災地理情報を関係機関と共有し、利活用を促進するとともに、携帯端末を用いた防災対策のアプリケーション等の普及を図る。</p> <p>結果として、以下が実現する。</p> <p>①都道府県において2016年度までに電子国土基本図をベースとした実利用が1県あたり3件となる。</p> <p>②様々な防災地理情報を分かりやすく提供することにより、地方公共団体等のハザードマップ整備に適切に活用され、防災対応の高度化が図られる。【一部再掲】</p>	<p>・行政機関等のニーズを踏まえた、地理空間情報の利用しやすい形での整備・提供の実施</p> <p>・インターネット等を活用した、公共測量成果等を容易に活用するためのサービス提供</p> <p>・行政機関等における地理空間情報の共有化の推進</p> <p>・地方公共団体等に対する防災地理情報及びその活用方策、知見等の提供などを通じた支援の実施</p>	<p>基礎地図情報と連動する形で電子国土基本図の整備・更新を適切に推進するとともに、地理空間情報ライブラリーの運用や地理院地図パートナーネットワーク等の地理院地図関連施策を通じて、地理空間情報の利用しやすい形での整備・提供を実施する</p> <p>1,653百万円の内数</p> <p>自然災害に対して脆弱な地形に関する調査等の実施により、自然災害に係る基礎的な情報の整備を行うとともに、当該情報の利活用に係る支援を地方公共団体等に対して行うことにより効用の増大化を図る。【再掲】</p> <p>31百万円</p>

長計担当箇所		概ね2016年度末に目指す姿	3年間（2014年度～2016年度）の事業・施策	2015年度の施策及び予算等 （百万円以下の部分は四捨五入）
6	② 行政機関等の地理空間情報を民間事業者などが円滑に利用できるような環境整備についての取組	位置情報に関する民間事業者の新サービス、新産業の創生に向けて、準天頂衛星による衛星測位をはじめとした新技術の活用施策を推進する。また、基本測量成果等の地理空間情報の提供について、利用者のニーズを把握し、整備・提供に反映することにより、利用者の満足度を向上させる。結果として、以下が実現する。 ①公共測量における2級基準点新設までの測量について2016年度のSSPの利用が8割を超え、低コスト化が実現する。さらに、水準路線から6km以上離れた地域での3級水準点の整備は、2016年度のGNSS水準測量を利用した件数が全国で50件以上となる。 ②アジア太平洋地域を対象にして、最新の宇宙技術を取り入れた精密な測地観測技術を官民が連携してパッケージ型インフラとして展開する案件形成に向け、対象地域の一カ国以上の関係者と定期的な情報交換等を行う枠組みを構築する。【一部再掲】 ③利用者からの指摘等を踏まえ、国土地理院の提供する地理空間情報の内容、提供方法、周知の方法等について毎年15件以上改善する。	・利用価値が高く使いやすい形での地理空間情報の整備・提供の推進 ・地理空間情報の整備・提供に対する利用者ニーズの反映の実施  ・標準的なデータ公開・提供方法の仕組みの検討などを通じた公共測量成果等の活用の促進 ・情報の共有化、入手容易化等を図る仕組みの構築の推進 ・新技術の活用施策の推進 ・社会基盤としての3次元地図の整備・更新技術の開発	利用者のニーズ等を踏まえつつ、利用価値が高く使いやすい形で地理空間情報の整備・提供を推進する。 2,471百万円の内数  基本測量成果や公共測量成果の活用促進を図るための施策を推進するとともに、新技術の活用施策についても推進する。 137百万円の内数  複雑な都市空間の3次元構造を表現できる基盤的な3次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。 45百万円の内数
6	③ 人材育成・知識の普及	地理空間情報の活用に関する国民全体の意識、知識の向上を図ると同時に、測量及びGISに関する知識の普及や地理空間情報の活用促進に資するための人材育成及び知識の普及を行う。 結果として、地図と測量の科学館の学校関係者・教育関係者の来館者数が3年後には1万人以上となるなど、国土地理院の各種プロダクトの認知度が向上する体制となる。	・測量技術者を計画的に育成・確保していくための施策の取りまとめ及び短・中期的に実施すべき施策への着手 ・測量士資格制度の改善 ・G空間E X P Oへの参加 ・セミナー・講演会の開催《随時》 ・地図と測量の科学館の運営を通じた普及・啓発《随時》 ・オンライン教材の提供、出前講座の実施等による地理空間情報の普及の促進	測量行政懇談会の下に設置された測量技術者育成検討部会における、人材育成に係る報告書の取りまとめを行う。また、地理空間情報の活用に関する国民全体の意識、知識の向上を図ると同時に、測量及びGISに関する知識の普及や地理空間情報の活用促進に資するための人材育成及び知識の普及として、測量士資格制度の改善、G空間E X P Oへの参加、地図と測量の科学館の運営を通じた普及・啓発、セミナー・講演会の開催及び出前講座の実施等を行う。 166百万円の内数
7	① 産学官における連携・協力	地理空間情報分野の政策課題に対応するため、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官連携協議会の枠組み、及び各地域における産学官の意見交換や情報交換を行う場などの活用により、関係府省や地方公共団体、民間、学界等様々な主体との連携を強化する。 結果として、2016年度に産学官が連携した会議を全国で30件を超えて開催され地理空間情報に係る施策実施の円滑化等につなげるとともに、次期地理空間情報活用推進基本計画が閣議決定される。また、公物管理等で場所情報コードを活用した位置情報サービスの提供などが実現し、場所情報コードの発行申請者数が2016年度までに20事業者以上となる。	・関係機関と連携した地理空間情報の循環・活用の促進 ・院内及び地理空間情報活用推進会議における地理空間情報活用推進基本計画改定に向けた検討 ・行政施策上必要とする情報の整備・提供 ・測量成果の相互利用の推進  ・民間やNPOの技術や情報の活用促進 ・情報検索・入手のための仕組みの構築への支援 ・場所情報コードを活用した3次元位置情報基準に関する技術開発 ・三次元情報に関する標準や仕組みの構築の推進 ・新分野・新技術等の地理空間情報の標準化の推進 ・ビッグデータの流通・活用の促進	地理空間情報分野の政策課題に対応するため、政府に設置された地理空間情報活用推進会議や全国単位の地理空間情報産学官連携協議会の枠組み、及び各地域における産学官の意見交換や情報交換を行う場などの活用により、関係府省や地方公共団体、民間、学界等との連携を強化する。また、院内において地理空間情報活用推進基本計画の改定に向けた検討を行う。これにより、地理空間情報に係る施策実施の円滑化を図る。 137百万円の内数  関係機関等との連携のもと、三次元情報やビッグデータなどの新分野・新技術の活用促進等を図る。 1,143百万円の内数  複雑な都市空間の3次元構造を表現できる基盤的な3次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。 45百万円の内数

長計担当箇所		概ね2016年度末に目指す姿	3年間（2014年度～2016年度）の事業・施策	2015年度の施策及び予算等 （百万円以下の部分は四捨五入）	
章	項				
7	②	国際連携・協力	<p>自然災害等の地球規模課題に対し、関係する国際機関、外国政府機関等と連携・協力して、地理空間情報を活用しつつ、その解決に向けた取組を行う。また、積極的に情報発信・情報収集を行う。さらに、南極地域の観測を継続して実施する。</p> <p>結果として、次のことが期待できる。</p> <p>① 国連の地球規模の地理空間情報管理（UN-GGIM）の取組の関係機関、及び中国、韓国をはじめとするアジア太平洋地域の主要な地理空間情報当局（NGIA）との関係が強化され、良好な協力関係が維持される。</p> <p>② GNSS等の測地分野では、国連アジア太平洋地域地図会議（UNRCC-AP）で採択されたアジア太平洋地域参照系（AP-REF）の推進と防災への活用に関する提言及び「地球規模の測地基準座標系（GGRF）」の構築・維持に関する国連総会決議に基づき、加盟国と共同して活動を行うとともに、JICA研修等を活用することにより、アジアの途上国の人材が育成される。また、アジア太平洋地域において、世界測地系未導入の加盟国のうち世界測地系の導入へ着手する国が1国以上となる。</p> <p>③ 地名標準化等の地図分野、また地理情報標準等の測量関連分野の国際的な取組が、我が国の状況や方針に適合したものとなる。</p> <p>④ 地球地図を含めた持続可能な開発に資するための地理空間情報が高度に活用され、環境問題等地球規模課題の対応に地理空間情報が十分に活用されるようになるとともに、国内においても、地球地図データを用いた、我が国の主張に沿ったデジタル世界地図データを容易に利用・閲覧できる環境が整い、政府内の各部署や、教育・ビジネスの場面等において世界各国の正確な地理的特徴を把握することができるようになる。また、第3回国連防災世界会議において地球地図国際運営委員会（ISOGM）が提出したボランティアコミットメントの実行として、都市部ハザードマップポータルサイトを構築・運営することにより、世界の主要都市におけるハザードマップの整備、提供及び利用が促進される。</p> <p>⑤ 南極地域観測第Ⅷ期計画に予定されている地図等含む定常観測の成果が国土地理院のウェブサイトから公開され、地球環境監視や南極地域観測に関する国内外の利用者等がそれらを利用できる状態になり、成果の活用が進むとともに、新たな第Ⅸ期計画が着手される。</p> <p>⑥ 地理空間情報技術の海外展開を促進するための官民の枠組みが構築され、海外展開に資する情報が共有される。また、地理空間情報分野における日本企業の受注機会が増える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連地名標準化会議等国際標準に関する取組みにおける調整</li> <li>・地球地図プロジェクトの推進</li> <li>・世界測地系の維持・構築の推進</li> <li>・米国との地震分野での技術協力</li> <li>・国連及びアジア太平洋諸国と連携した地理空間情報の活用推進</li> </ul> <p>・計画に基づいた南極地域における定常観測等の取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二国間協力、現地セミナー、官民意見交換会、各国のNGIAの要人の紹介、本邦企業の海外展開に対する阻害要因の調査などの施策を活用し、本邦企業の海外展開を支援</li> </ul>	<p>国土の状況を示す情報を共有するために必要な共通の測地座標系、共通の地図及び課題解決に必要な様々な地理空間情報の整備と利用の推進、関係国との協力の推進に関わる施策として、世界測地系の維持・構築の推進、世界の主要都市ハザードマップポータルサイトの構築をはじめとする地球地図プロジェクトの推進、国連地名標準化会議等国際標準に関する取組みにおける調整等を行う。</p> <p>1,464百万円の内数</p> <p>南極地域における定常観測として地図作成を含む測地観測を継続して実施する。得られた観測成果を継続して公開し、活用の促進を図る。また、本邦企業のアジア地域への海外展開に対する阻害要因の調査を行う。</p> <p>82百万円の内数</p>
7	③	技術・研究開発	<p>① 地理空間情報分野の政策課題に対応するため、その着実な推進に必要な技術・研究開発を、社会情勢の変化や技術動向の変化に対応しつつ、関係機関との連携により継続的に行う。</p> <p>結果として、研究成果が国土地理院内外の行政施策に2016年度までに6件以上反映され、行政施策の効率化などが進展する。</p> <p>② 様々な測位デバイス等で計測した位置情報を提供する事業者が、場所情報コードを活用して相互に情報を共有できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題に対応するための技術・研究開発の継続的な実施</li> <li>・基礎的な技術・研究開発の実施</li> </ul> <p>・場所情報コードを活用した3次元位置情報基準に関する技術開発【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会基盤としての3次元地図の整備・更新技術の開発【再掲】</li> <li>・都市空間の屋内外シームレス測位の実現に関する技術開発</li> </ul>	<p>地理空間情報分野の政策課題に対応するため、その着実な推進に必要な地殻変動、宇宙測地、地理情報解析に係る一般研究及び特別研究を、社会情勢の変化や技術動向の変化に対応しつつ、関係機関との連携により継続的に行う。</p> <p>96百万円</p> <p>様々な測位デバイス等で計測した位置情報を提供する事業者が、場所情報コードを活用して相互に情報を共有するためのガイドラインを作成する。また、ビル街においても高精度の位置情報の取得を可能にすることを目的とし、上空視界情報等を利用してマルチパスの影響を軽減する技術開発を行う。さらに、複雑な都市空間の3次元構造を表現できる基盤的な3次元地図を効率的に整備・更新する技術を既存の地図や要素技術を活用して開発する。</p> <p>45百万円の内数</p>

## 用語集

用語の名称	用語の解説
作業規程の準則	測量法第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的に国土交通大臣が定めることができるもの。
スマートサーベイプロジェクト(SSP)	基準点の利用者ニーズを受けて、衛星測位を活用した測量業務のさらなる効率化を目指した取り組みのこと。
地球規模の測地基準座標系(GGRF: Global Geodetic Reference Frame)	地球の形状とその時間に伴う変化を表した位置の基準。VLBIやGNSSなど、地球を測るさまざまな宇宙測地技術で計測した地球の形状を統合することで作成される。人間の社会・経済活動に正確な位置を与えるために不可欠な位置情報となっている。
地球地図	地球環境問題の解明等に貢献するために、国際協力のもと整備される、全世界の陸域を対象にした統一規格の地理空間情報。整備対象項目は、土地利用、土地被覆、植生、標高、交通網、人口集中域、河川・湖沼、海岸線・行政界の8項目で、解像度1km(縮尺100万分の1相当)である。非商用目的であれば、インターネットから無償でダウンロードし利用が可能である。
地理院地図	インターネットを通じて国土地理院の地図・空中写真等を見ることができるウェブ地図であり、国土に関する様々な地理空間情報を統合し、コンピュータ上で再現する仮想的な国土「電子国土」を実現するためのツールの一つである。地理院地図で提供している地図データ(地理院タイル)は、様々なウェブサイトやアプリケーションソフトウェア等で利用することができる。地理院地図を3次元で見ることができる「地理院地図3D」の提供も行っている。
地理空間情報活用推進会議	地理空間情報の活用について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るために内閣に設置された会議(内閣官房副長官(政務及び事務)を議長とし、関係府省の局長級より構成される)。同会議において第2期の「地理空間情報活用推進基本計画」が検討され、平成24年3月に閣議決定された。
津波予測支援システム	全国に設置した電子基準点のデータをリアルタイムで解析し、海溝型巨大地震のマグニチュードや断層モデルを即時に求め、防災関係機関に情報を提供するシステム。マグニチュードや津波の予測高さの過小評価を防止し、避難活動等に役立てることができる。
電子国土基本図	電子地図上の位置の基準である基盤地図情報の道路、建物等の項目と、これまで地形図に表示してきた植生、崖、岩、構造物等の土地の状況を表す情報とを統合した地図情報、デジタル空中写真を利用したオルソ画像及び標準地名や通称・位置・範囲の情報に地理識別子を付与した地名情報の3種類の情報で構成し、日本の国土の情報を一体的に整備する。
電子防災情報システム	災害発生時に各情報源からオンラインで提供される各種情報(現場情報や被災者情報、各種支援活動情報)を集約し、リアルタイムに電子地図上に統合表示して共有し迅速に把握することができるシステム。
ハザードマップ	洪水、内水氾濫、高潮、地震災害(津波、液状化、揺れやすさ等)、土砂災害、火山噴火などの自然災害に関して、災害の危険箇所や危険の程度、防災に関連した避難場所等の施設や避難経路等、災害に適切に対応するための情報を総合的に表示した地図。平成20年3月に公共測量の作業規程準則の応用測量における主題図に位置づけられた。

## 用語集

用語の名称	用語の解説
場所情報コード	ある場所に固定されたモノを識別し必要な情報を結び付けられるようにするために、情報通信分野で使われるucodeに準拠したコードである。コードは、位置（緯度、経度及び高さ（階層））に関する分類と、当該位置に存在するモノを一意に識別するための連番から構成されている。
APREF : Asia-Pacific Reference Frame (アジア太平洋地域基準系)	国際地球基準座標系に準拠して、アジア太平洋地域において高密度な地域測地基準系を構築するために2009年から進められているプロジェクト。国際測地学協会（IAG）及び世界測量者連盟（FIG）と連携し、UN-GGIM-APの測地作業部会で進められている。現時点（2014年4月）において、28カ国の約550点のGNSS連続観測局からなるGNSS観測網によって構成されている。
GNSS : Global Navigation Satellite System (全球測位衛星システム)	地球を周回する人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称であり、米国の運用するGPSが代表的。GPS以外にも、我が国の準天頂衛星、ロシアのGLONASS（グロナス）、ヨーロッパ連合のGalileo（ガリレオ）、中国の北斗などがある。
UN-GGIM : United Nations initiative on Global Geospatial Information Management (地球規模の地理空間情報管理に関する国連のイニシアティブ)	地球規模の政策課題解決に求められる地理空間情報の整備と利活用に関する議題を設定し、国連加盟国間及び国際組織が議論、促進、調整する場（フォーラム）を提供するため、国連が主導的な役割を果たす目的で、2011年7月に国連経済社会理事会（ECOSOC）によって採択されたもの。通常年1回の専門家会議（UNCE-GGIM）会合を開催して、地球規模の地理空間情報管理（GGIM）に関する協力の推進、相互運用性の向上、技術移転などについて検討する以外に、各国閣僚や国家政策決定者といったハイレベルなメンバによるフォーラムを開催している。2016年のECOSOCに包括的レビューを報告することになっている。
UNRCC-AP : United Nations Regional Cartographic Conference for Asia and the Pacific (国連アジア太平洋地域地図会議)	アジア太平洋地域内の各国（56ヶ国）における地図事業及び地理空間情報管理の推進、地図や地理空間情報分野における各種情報（教育、研修、その他科学技術的な要請を含む）の交換を目的として1948年にECOSOCの勧告に基づき設立された国連主催の政府間会議。1955年の第1回会議以降、ほぼ3年毎に開催されており、2012年10月には第19回会合がバンコクで開催された。